

第 174 号 (2020 年 8 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 「香港国家安全維持法」施行
三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室 1

■ 特 集

- ◆ 『中国標準 2035』の策定をめぐる動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 6

■ 経 済

- ◆ サプライチェーンの再編と中国市場への向き合い方
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 12

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：OECD の金融取引に関する移転価格ガイドライン
KPMG 中国 18
- ◆ 法務：ネットデータの安全と個人情報保護をめぐる中国の最新動向及び企業の留意点
北京市金杜法律事務所 24

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 『香港国家安全維持法』施行

◇2020年6月30日、全人代常務委員会の「香港国家安全維持法」可決を受け、香港政府は本法を「香港基本法」に追加し、同日施行した。本法の導入目的はあくまでも治安維持であり、経済活動に直接の制約は加えられておらず、コモンローなどの法制度や紛争解決の仕組みに変更はないとされており、本法導入によってビジネスに直接的な支障が生じる可能性を過度に懸念する必要はないと判断できよう。

◇香港のビジネス環境の展望としては、ビジネス分野における「一国二制度」は維持され、企業の懸念は徐々に沈静化し、大規模な資本流出や人材流出は発生しないとみられる。金融面では、米国が強力な制裁を発動し、かつ欧州・日本などが追随しない限り、香港の国際金融センターとしての機能が揺らぐ可能性は低いとみて良さそうだ。

◇しかしながら、今後の本法の運用でビジネス関連事案に対する中央政府の過度な介入などが生じれば外資企業の動揺を免れ得ないし、米国や諸外国の制裁を誘発する可能性もあるなど、香港を取り巻く情勢は内外入り乱れて非常に複雑な状況に陥っており、引き続き状況を注視し、適時適切な対応が求められよう。

特集 『中国標準 2035』の策定をめぐる動き

◇中国は現在、国家標準化戦略の行動要領となる「中国標準 2035」の策定作業を進めている。内容は未だ明らかではないが、最近の報道では国家標準化の重点プロジェクトは既に確定しており、2021年に国務院から文書が発表されると見られている。

◇国家標準化戦略は国際市場のシェア拡大を目的とし、最終的には国内標準の国際標準化を目指すもので、近年中国は、国際標準制定で中国企業が主導的な役割を果たすなど活動がめざましい。一方、技術においては、5Gでは優位にあるものの、AIには課題が多いと自ら分析している。

◇中国は国家標準化戦略の中で、できるだけ多くの分野の国際標準化を目標とするものの、その戦略としては、ある技術分野では早期の国際標準化を狙い、ある分野では世界のトップレベルへのキャッチアップを図るものと思われ、今後、「中国標準 2035」に組み入れられる分野、その具体的目標と達成までのロードマップが注目される。

経 済 「サプライチェーンの再編と中国市場への向き合い方」

◇新型コロナウイルス感染拡大を機に、企業立地の見直しやサプライチェーン再編の議論が改めて注目されているが、そこには、①特定製品リスク（医療製品等）、②供給途絶リスク（部品、素材）、③政治リスク（米中貿易摩擦）、④中国リスク（感染症拡大など）、の4つの観点がある。

◇一方、日本企業の海外拠点の立地戦略について、対外直接投資収益率に着目すると、①中国事業は他地域と比較して収益率が高い、②業種によって収益率が異なる、③自社の地域別収益を日本企業の平均値と比べて自社の比較優位を探ることが重要、というインプリケーションが得られる。

◇サプライチェーン再編議論の4つの観点のうち、①は特定企業の問題、②は継続的な取り組みが必要な課題、③は関係企業の間で既に対応が進んでいる。一方、④の中国リスクを見直す上では、中国事業の企業収益への貢献度合いについても、バランスよくみていく必要がある。

スペシャリストの目

税務会計 「OECD の金融取引に関する移転価格ガイドライン」

- ◇2020 年 2 月 11 日、OECD は金融取引に関する移転価格ガイドラインの最終報告書を公表した。移転価格税制に関する紛争や二重課税の回避を目的とし、金融取引の価格設定に関連する具体的問題（トレジャリー機能、グループ内融資、キャッシュプーリング、ヘッジ取引、保証取引、キャプティブ保険）に対処するものとなっている。
- ◇中国の現行の移転価格税制では「正確な描写分析」に関する詳細のガイダンスがないため、OECD のガイドラインの一部を適用する可能性がある。その際、金融取引に関する移転価格算定方法、関連者間融資取引の価格設定、キャッシュプーリング管理者に対する報酬等が重要な課題となる。
- ◇近年、中国税務当局の関連者間融資取引に対する姿勢は強硬になりつつあり、グローバルな移転価格管理環境の著しい変化を背景に、今後一層の強化が予想される。企業は自社の金融取引の取決めを積極的に見直し、リスクに晒されている取引に早急に改善措置を講じることが推奨される。

法 務 「ネットデータの安全と個人情報保護をめぐる中国の最新動向及び企業の留意点」

- ◇2017 年の「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」施行以降、政府は個人情報保護を中心に監督管理を強化し、サイバーセキュリティ関連の法令整備を急速に進めている。
- ◇重要情報インフラの保護強化に向けては、2020 年 4 月に「ネット安全審査弁法」が公布され、政府多機関共同体制による安全審査と業界監督管理の連携が推進されている。個人情報をはじめとするデータ保護については、2020 年 3 月に「情報安全技术 個人情報安全規範」改訂版が公布され、個人情報管理者たる企業の個人情報保護のコンプライアンス実現の重要な指針とされている。
- ◇全人代常務委員会は 2020 年 6 月の会議で、個人情報保護法やデータ安全法を 2020 年の立法計画に組み入れた。中国進出企業は、現行法規に従って個人情報保護に関する社内の管理制度を整備するとともに、引き続き関連規制の動向を注視することが望まれる。



「香港国家安全維持法」施行

三菱UFJ銀行
 アジア法人営業統括部
 アドバイザリー室
 Assistant Vice President
 陳 良諺 CHAN LEUNG YIN, MICHAEL

2020 年 6 月 30 日、全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会は「香港国家安全維持法（以下『本法』）」を可決した。本法は「香港基本法」の附則三¹に追加され、香港政府は詳細を同日 23 時ごろ公布し（2020 年第 136 号法律公告）正式施行となった。本稿では、本法の原文を整理し、その内容について説明したい。

1. 背景

中国政府は、これまでのデモ活動と民衆の反政府感情に鑑み、香港政府による「基本法第 23 条」立法化²の推進は非常に困難であると判断し、今年 5 月下旬に開催された全人代で、中国政府自らが当該法律の制定を進めることを決定した³。6 月中旬に審議開始、香港返還 23 周年前日の 6 月 30 日に可決という異例のスピードでの導入となった。

2. 主な内容

本法は、4 つの犯罪種類、即ち「国家分裂罪、国家転覆罪、テロ活動罪及び外国勢力と結託して国家安全に危害を加える罪」の定義と、本法の執行に関わる関連機関・部署の役割やその他規定にあたる細則を含む、6 章、計 66 条の条文から成る。以下、各章における注目すべき項目を紹介したい。

項目	概要 (抜粋)
国家安全維持委員会の設置	(第 12~15 条) ■ 香港政府より「国家安全維持委員会」を設立し、中央政府の監督・問責を受ける ■ トップは行政長官で、中央政府からの事務顧問を設ける ■ 当委員会の責務は以下の通り： (一) 国家安全情勢の分析、関連業務や政策の策定 (二) 国家安全の法制度及び執行メカニズム建設の推進 (三) 国家安全における重点業務及び重大行動の調整 ■ 当委員会の活動は、香港のほかのいかなる機構、組織及び個人の干渉も受けない ■ 当委員会の活動内容は公開されない ■ 当委員会が下した決定事項は、司法の違憲審査を受けない

¹ 中国の全国法律を香港にも適用させるための法律章である。附則三に加える法律は、国防、外交及びその他香港の自治の範囲に属しないと規定された事項に限られる

² 香港基本法第 23 条では、国家分裂活動や中央政権転覆などの反逆行為を禁じる条例を、香港政府自ら立法化することが義務付けられている

³ 詳細は当室作成のニュースフォーカス 2020 年第 7 号をご参照ください：

https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1188_ext_02_0.pdf

<p>香港警察処の 専門部門設置</p>	<p>(第16～17条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 香港警察処による国家安全維持の部門を設立 ▪ 当部門は、香港域外から専門人員・技術人員を招聘し、国家安全の関連任務を遂行可能 ▪ 当部門の責務は以下の通り： <ul style="list-style-type: none"> (一) 国家安全関連の情報収集及び分析 (二) 国家安全関連の措置及び行動の計画、協調、推進 (三) 国家安全関連の案件の調査 (四) 干渉防止及び国家安全関連の審査の実施 (五) 「国家安全維持委員会」の指示に基づいて国家安全工作を引き受ける (六) その他、本法の執行にあたり必要な責務
<p>国家安全犯罪の 検察部門設置</p>	<p>(第18条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 律政司より、国家安全関連の犯罪案件の検察部門を設立 ▪ 「国家安全維持委員会」の同意を得た後、部門の検察官を任命 ▪ 部門の責任者は行政長官が任命、行政長官は事前に「国家安全維持公署」の意見を徴求
<p>国家分裂罪の 定義</p>	<p>(第20～21条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 国家の分裂、国家統一の破壊を目的とする以下の行為の組織、計画、実施及び参加は犯罪にあたる（武力の使用あるいは武力による威嚇を問わない）： <ul style="list-style-type: none"> (一) 香港特区あるいは中国のその他の部分を中国から分離させること (二) 香港特区あるいは中国のその他の部分の法的地位を不法に改変すること (三) 香港特区あるいは中国のその他の部分の統治を外国に移転させること ▪ 上記犯罪を扇動、共助、教唆する、資金または物品を援助する行為も犯罪にあたる
<p>政権転覆罪の 定義</p>	<p>(第22～23条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 武力、武力による威嚇、その他不法手段によって国家・政権の転覆を目的とする以下の行為の組織、計画、実施及び参加は犯罪にあたる： <ul style="list-style-type: none"> (一) 中国憲法によって確立された中国の根本制度を覆したり破壊したりすること (二) 中国中央政府機関あるいは香港特區政府機関を覆すこと (三) 中国中央政府機関あるいは香港特區政府機関の法に基づく職能に対して、重大な干渉、妨害、破壊を行うこと (四) 香港特區政府機関の職務場所、施設、あるいは正常な業務に対する攻撃、破壊を行うこと ▪ 上記犯罪を扇動、共助、教唆する、資金または物品を援助する行為も犯罪にあたる
<p>テロ活動罪の 定義</p>	<p>(第24～28条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 中央政府、香港特區政府あるいは国際組織への脅迫、または一般大衆を威嚇して政治主張を実現するために、以下の社会に対する危害を与える恐怖を生み出す、あるいは生み出す意図を組織、計画、実施、参加する、および実施を威嚇する行為は犯罪にあたる： <ul style="list-style-type: none"> (一) 人に対する重大な暴力を行うこと (二) 爆発、放火、毒物・放射性物質・伝染病病原体を放出すること (三) 交通設備、施設、電力設備、ガス設備その他易燃性・易爆性の設備を破壊すること (四) 水道、電気、ガス、交通、通信、ネットワーク等の公共サービスおよび管理システムを妨害・破壊すること (五) その他危険な方法で公衆の健康および安全に重大な危害を加えること ▪ テロ活動組織とは、上記犯罪を実施、または実施する意図を持ち、または参加、協力する組織を指す ▪ テロ活動組織に訓練、武器、情報、資金、物品、労務、運輸、技術または場所などを提供する行為も犯罪にあたる

<p>外国勢力と結託し国家安全に危害を加える罪の定義</p>	<p>(第29～30条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 外国あるいは外国の機構、組織、人員のために、国家安全に関わる国家秘密や情報を窃取、偵察、買収、不法に提供する行為。外国あるいは外国の機構、組織、人員に対して実施を請求、あるいは外国あるいは外国の機構、組織、人員と共謀して実施、あるいは直接・間接に外国あるいは外国の機構、組織、人員の指示、コントロール、援助あるいはその他の形式の支援を得て実施する以下の行為は犯罪にあたる： <ul style="list-style-type: none"> (一) 中国に対する戦争を発動、あるいは武力による威嚇する行為、中国の主権、統一および領土の完全性に対する重大な危害を生み出す行為 (二) 香港特区政府および中央政府が制定し執行する法律、政策の進行に重大な妨害を行い、重大な結果をもたらす恐れのある行為 (三) 香港特区の選挙の実施に操作・破壊を行い、重大な結果をもたらす恐れのある行為 (四) 香港特区および中国に対し、制裁、封鎖を行い、あるいはその他敵対的な行動 (五) 各種の違法な方法により、香港特区居民の中央政府および香港特区政府に対する憎しみを煽り、重大な結果をもたらす恐れのある行為
<p>その他処罰規定</p>	<p>(第31～35条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国家安全法違反の法人や組織に対しては、罰金を徴収し、営業許可やライセンスを取り消す ■ 香港永住権を持たない個人が本法違反の場合、独立適用または強制出国（刑事責任を負わない場合でも）が可能 ■ 本法に違反した場合、選挙立候補者になる資格を即時に喪失する
<p>本法適用範囲</p>	<p>(第36～38条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 香港特区内で本法が規定する罪を犯した者は如何なる人に対しても本法が適用される。犯罪行為あるいはその結果が香港特区内で発生する場合、香港特区内の犯罪と認定する ■ 香港特区永久居民および香港で設立された企業・団体等が香港特区外で本法が規定する罪を犯した場合には、本法が適用される ■ 香港特区永久居民ではない人が香港特区外で本法が規定する香港を対象とした罪を犯した場合は、本法が適用される ■ 本法実施以降の行為に対して本法で定めた罰則を適用する
<p>管轄、適用手順</p>	<p>(第40～47条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「国家安全維持公署」が管轄権を行使する場合を除き、香港特区政府は本法で規定する犯罪事件の管轄権を行使する ■ 関連案件捜査時、警察などの執行機関により実行可能な措置： <ul style="list-style-type: none"> (一) 犯罪証拠が存在し得る場所、車両、船、航空機または電子設備の捜査 (二) 対象人物のパスポートの没収、出国を制限 (三) 関連資産の凍結や没収 (四) 情報発信者または関連サービス提供者に、特定情報の削除に協力を要請 (五) 外国及び域外組織に資料の提供を要請 (六) 行政長官の許可を得て、容疑者に対して通信の窃取や秘密監察を行う (七) 関連情報を有する人物に対し、質問の回答と情報やモノの提供を要求できる ■ 国家秘密情報の保護などを理由に、メディア在席や公衆傍聴などを禁止することが可能 ■ 十分な理由がある場合を除き、容疑者の保釈を認めない ■ 行政長官自ら裁判官を指定し、国家安全関連の犯罪案件処理の責任を負わせる（代理裁判官、非常勤裁判官から指定することも可能） ■ 国家秘密情報の保護などを理由に、律政司の指示次第では陪審制が適用しない
<p>国家安全維持公署の設置</p>	<p>(第48～61条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中央政府により香港で「国家安全維持公署」を設立 ■ 当公署の責務は以下の通り：

	<ul style="list-style-type: none"> (一) 情勢の分析、重要戦略と政策に意見やアドバイスを提供 (二) 香港政府責務の監督、指導、協調、支持 (三) 国家安全情報の収集及び分析 (四) 法に基づき、国家安全関連の犯罪案件の処理 ■ 以下の場合、当公署は管轄権を行使可能： <ul style="list-style-type: none"> (一) 外国及び域外勢力による複雑な介入がある (二) 香港政府が有効に本法を施行できない重大な状況 (三) 国家安全が重大な、かつ現実的な脅威に直面する状況 ■ 国家安全公署が管轄権を行使する場合、起訴、審判および刑罰執行などの法的プロセスは「中国刑事訴訟法」に基づく ■ 国家安全公署が公布する法律文書は、香港にて法律効力を有し、それに伴う措置は必ず遵守しなければならない ■ 国家安全公署が責務を遂行時、香港特区の管轄範囲に当てはまらない
解釈権等	<ul style="list-style-type: none"> (第 62～65 条) ■ 香港特区の法律と本法が不一致の場合は、本法規定が適用される ■ 本法の解釈権は全人代常務委員会が有する

3. 米国の対抗措置 ～象徴的な制裁に止まるか

なお、米国は本法施行によって「一国二制度」の形骸化が進むとし、対中制裁措置として、中英共同声明や香港制裁内容を定める「香港自治法」を7月14日に成立させた⁴。また同日、トランプ大統領は、香港に認めてきた経済面などの優遇措置を廃止する「大統領令」にも署名し、「香港を中国本土と同様に扱う」と述べた。「大統領令」では、香港パスポート所有者への優遇除外や重要技術に関する香港への輸出制限などの制裁措置が盛り込まれているが、香港ドルと米ドルの自由両替やペッグといった通貨政策については特に言及されておらず、実態的影響の大きいものは当面では含まれていない格好だ。また、貿易面に関しても輸出管理強化に止まり、香港はWTO加盟メンバーであることから、各国が米国の制裁措置に追随しない限り、今後香港の独立関税区のステータスがなくなることは想定しにくい。ただし、今後、香港自治法の対象となる個人や金融機関の範囲次第では香港のビジネス環境に一定の影響を及ぼす可能性もあり、引き続き注意が必要だ。

4. まとめ

本法は香港立法会の審議を経ず、中国政府により直接香港基本法に挿入され、そのイレギュラーな立法プロセスのほか、中国政府出先機関である「国家安全維持公署」の設置や管轄権を行使する権力の付与、外国人の国外での違反事案も取り締まり対象になる域外適用など、当初想定された内容よりも厳しい結果となったとの指摘もある。本法の導入目的はあくまで治安維持であり、中国政府や香港政府が今まで主張してきた通り、香港のビジネス環境に打撃を与えるような意図は読み取れず、実際に本法の原文を解読しても経済活動については直接の制約が加えられていない。

そのため、金融取引を司るコモンローなどの法制度や紛争解決の仕組みに変更はないとされており、本法の導入によってビジネスに直接的な支障が生じる可能性を過度に懸念する必要はないと判断できよう。

一方で、本法で中央政府が持つ裁量権と法案の解釈余地の大きさから、自己検閲を通じた言論の自由への影響や、反政府活動やデモ・集会に対する統制がより強まると想定される。これに対する国際社会の反応や、米国の制裁措置については、今後も香港進出の外資企業にとって大きな焦点となるだろう。

⁴ 「香港自治法」の詳細については、当室作成のニュースフォーカス2020年第9号をご参照ください：
https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1215_ext_02_0.pdf

ビジネス環境の展望としては、ビジネス分野における「一国二制度」は維持され、企業の懸念は徐々に沈静化し、大規模な資本流出や人材流出は発生しないと見る。一方中長期的には、米中摩擦や新型コロナウイルスがもたらす消費・生産・物流の諸条件変化により、貿易・物流拠点としての香港の優位性は徐々に低下を余儀なくされよう。金融面では、米国が強力な金融制裁を発動し、かつ欧州・日本などがそれに追随しない限り、香港の国際金融センターとしての機能が揺らぐ可能性は低いとみて良さそうだ。

しかしながら、今後の本法の運用で、ビジネス関連事案に対する中央政府の過度な介入など、ビジネス界の認識に変更を迫るような事象が生じれば、外資企業の動揺を免れ得ないし、米国や諸外国の制裁を誘発する可能性もある。米国の内政事情や中国に圧力をかける米国と欧州の協調路線の成否もこうした制裁の動向に大きな影響を与えるなど、香港を取り巻く情勢は、内外入り乱れて非常に複雑な状況に陥っている。引き続き状況を注視し、適時に適切な対応を取ることが求められよう。

(2020年7月20日)

以上

三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室
 住所：9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
 Email：Michael_LY_Chan@hk.mufg.jp
 TEL：+852-2249-3053

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

本資料は、参考のみを目的として、MUFG Bank, Ltd. (以下「当行」) が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。本資料に含まれる情報は、当行が信頼できると判断した情報源から入手したものになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び／又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

Copyright 2020. MUFG Bank, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.



『中国標準 2035』の策定をめぐる動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

中国は現在、2035年に向けた国家標準化戦略を策定中である。その内容はまだ明らかでないが、米国の産業界や政界などでは米中対立激化のきっかけとなった『中国製造 2025』に続く新たな国家戦略と見て警戒を強めているようだ。今回はその策定をめぐる動きを取りあげる。

『中国標準 2035』の発動

現在策定中の国家標準化戦略は、『中国標準 2035』と称されている。これが明らかになったのは中国メディアの報道で、2018年1月に開催された電子情報産業標準化推進会議で、国家標準化管理委員会の幹部が発表したのが発端である。その報道によれば、同委員会は中国工程院などの国のシンクタンクと共同で「標準化戦略の行動要綱である『中国標準 2035』」の研究を行っており、同時に、世界では現在、人工知能、ビッグデータ、クラウド・コンピューティングなどに代表される次世代情報技術産業が急速に発展しているが、国際的な技術開発と特許が未確立で国際標準も未制定であり、「このことは中国の産業と標準が車線変更して追い越すチャンスである」と述べたとされている（注1）。

これに対し、米国の産業界などは最近になって警戒を強めており、米中の新たなハイテク分野での覇権争いの火種になりかねないと見られている（注2）。

米中対立は貿易摩擦から現在ではハイテクをめぐる紛争の様相を見せているが、その背景には中国政府が2015年に発表した中国製造業の発展戦略である『中国製造 2025』があるといわれている。米国の産業界や政界には、『中国標準 2035』は『中国製造 2025』と同様に、政府の財政補助や不公正な保護措置、不正な手段による知的財産の入手を通じて国際市場でのシェア獲得を図るものとの見方があり、一方では、『中国標準 2035』はハイテクの国際標準化によりデータの収集・利用を狙っているのではないかという安全保障の観点からの警戒もあるようだ（注3）。

『中国製造 2025』とその関係文書には重点製品の国産化率や国産品の市場占有率などの数値目標が記載されており（注4）、これも外国企業を排除するものとして欧米などが批判しているが、『中国標準 2035』でも中国標準を国際標準化する具体的な目標が設定される可能性がある。

2035年は、2017年の共産党大会で習近平総書記が提起した21世紀半ばに社会主義現代化強国を建設する最終目標の中間の節目となる年で、2035年までに社会主義現代化を基本的に実現するという目標が設定されている。『中国標準 2035』は「国家標準化戦略の行動要綱」とされるが、国家標準化戦略とは国際市場の獲得・シェア拡大を目的とするものであるため、『中国標準 2035』は国内標準のグレードアップや国際標準との整合、標準体系の整備にとどまらず、最終的には国内標準の国際標準化について、産業・社会事業など各分野の目標と目標達成のロードマップ、重点活動などが盛り込まれると見られる。

『中国標準 2035』の策定

最近の中国メディアの報道では、2020年1月に中国工程院の主催で『中国標準 2035』のプロジェクト確定会議兼「国家標準化発展戦略研究」プロジェクト実施第1回会議が開催された。会議に出

席した国家標準化管理委員会の田世宏主任（兼国家市場監督管理総局副局長）は、『中国標準 2035』の研究成果は顕著で、今後は標準体系更新の実施方法、標準化体制の整備、標準化戦略の重点任務、標準の国際化戦略などの国家標準化発展戦略の研究を行い、同時に国家標準化戦略要綱の作成を行うと述べている（注 5）。『中国標準 2035』に盛り込む標準化の重点プロジェクトはすでに確定しており、文書作成の段階に入ったということだろう。

3 月には、国家標準化管理委員会から『2020 年全国標準化活動要点』が發布された。その活動項目は各分野の合計で 117 項目が記載されているが、その筆頭に『中国標準 2035』の研究と文書作成があげられている（注 6）。こうしたことから、『中国標準 2035』の文書は 2021 年に国務院から發布されると見られる。

『中国標準 2035』には、『中国製造 2025』の重点分野でもある次世代情報技術が含まれると見られるが、この分野の 2020 年の活動については以下の項目があげられている。これらは『中国標準 2035』の重点プロジェクトとして盛り込まれるものと思われる。

- ✓ ブロックチェーン、モノのインターネット (IoT)、新型クラウド・コンピューティング、ビッグデータ、5G、次世代人工知能 (AI)、新型スマートシティ、地理情報などの重点分野の標準体系建設を推進し、関連のガイダンス文書を作成、發布する。
- ✓ 物品コードと自動識別などの標準の研究・開発を加速する。軍民共用物資と装備のコード標準の研究・開発を行い、物資コードの軍民共用標準体系の建設を推進する。
- ✓ 超高精細ビデオ、新型ディスプレイ、仮想現実 (VR)・拡張現実 (AR)、半導体の製造標準を整備する。ネットワーク安全標準体系を整備し、重要な情報インフラ施設の安全保護・データの安全・個人情報保護・ネットワーク安全審査などのネットワーク安全国家標準を研究・制定する。

また、重点活動の 1 つとして、国際標準のガバナンスへの参与と標準の国際化について、以下の 4 分野 12 項目があげられている。こうした活動は、国際標準化戦略の手法として『中国標準 2035』にも盛り込まれるものと思われる。

1. 国際標準化組織のガバナンスへの参与
 - ✓ 我が国が担当する ISO (国際標準化組織)・IEC (国際電気標準会議) 常任理事国の職責を積極的に履行し IEC 会長国としての職責を履行し、サービス支援を適切に行い、国際標準化組織のガバナンス改革とガバナンス能力の向上において、中国の実践を分担し、中国の方案を提案する。
 - ✓ 持続可能な発展、発展途上国の参与、地域バランス、技術的ルール of 制定などの面で、積極的に国際標準化組織の議事決定に参与し、国際標準が国際貿易とグローバル・ガバナンスでより大きな役割を発揮することを推進する。
2. 国際標準の共同協議、共同制定、共同享受の推進
 - ✓ ISO/IEC 中国国家委員会による組織・協調の役割を十分に発揮し、新エネルギー、新素材、量子コンピュータ、デジタルツイン、人工知能製造、工業化・工事建設などの分野で広範な国際協力を展開し、我が国が優位性を持つ技術標準の国際転化を加速し、引き続き ISO/IEC 標準の中国語版の発表を推進する。
 - ✓ 積極的に国際標準の制定に参与し、より多くの国際標準の提案を行い、新しい国際標準化組織技術機構の設立を推進し、我が国が引き受ける国際標準化組織技術機構の責任者、事務担当の業務能力・レベルを高め、絶えず国際標準体系の整備に対する新たな貢献を行う。
3. 標準の相互接続の促進
 - ✓ BRICs 国家標準化協力メカニズムを推進し、EU、アフリカ連合、ASEAN、東北アジア、中央

- アジア、南アジアとの協同メカニズム構築を引き続き深化させ、フランス、ドイツ、英国、米国、カナダ、ロシア、サウジアラビアなどとの二国間協力を強化する。
- ✓ 中外標準情報交流を強化し、専門分野での標準化協力を実務的に展開し、中外標準の相互対比、認証、採用を推進し、標準化体系の相互交換を促進する。
 - ✓ 中国標準の外国語版行動計画を実施し、強制性国家標準の外国語版の制定を加速する。
 - ✓ 標準の相互接続による“一帯一路”協同建設行動計画を確実に実施し、“一帯一路”建設での標準の“ソフト相互接続”を促進する。
4. 国際標準の積極採用
- ✓ 国際標準の転化行動を展開し、先進的実用的国際標準の我が国での転化・応用を推進する。
 - ✓ 感染症流行防止・制御に係る国際標準の国内標準への転換を加速し、輸出製品が依拠する標準の国内標準との接合を推進し、対外貿易輸出企業の業務・生産再開を支援する。
 - ✓ 国際標準の追跡・転化・評価活動メカニズムを確立し、国家標準の採用と国際標準の研究と同じテンポでの展開を推進する。
 - ✓ 国際標準の転化・試験の検証を強化し、国際標準転化の科学性と有効性を向上させる。

これとは別に、2020年5月には工業・情報化部から『2020年工業通信業標準化活動要点』が発表され、2020年の標準化の目標と重点活動が示された。その目標は、サービス製造強国とネットワーク強国の建設に必要とする重点専門標準を800項目以上制定、10以上の分野で100項目の団体標準の応用化を推進、重点分野の国際標準の転化率90%超、企業・事業単位による100項目以上の国際標準の制定を奨励する、とされている。なお、国際標準の転化率とは国内標準における国際標準の採用比率を指す。

特に、重点活動の中では、特に国際標準化組織での活動について具体的に述べられている。

- ✓ 我が国の企業・事業単位が国際電気通信連合（ITU）、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）などの国際標準の制定に深く参与し、3GPP（注：各国の通信標準化団体による第3世代移動体通信システムの標準規格共同策定プロジェクト）などのグローバルな著名標準化組織の活動およびWP29（注：自動車基準調和世界フォーラム）のグローバル車法規協調活動に積極的に参与し、中国の実践を共有し、中国の方案を提案することを引き続き奨励する。
- ✓ 我が国の国際電気通信連合電気通信標準化部門（ITU-T）へのルール対応研究および無線通信部門（ITU-R）の周波数帯協調活動を着実に推進し、新興分野での標準の牽引を強化する。
- ✓ 我が国のITU-Tの国際標準化活動の制度制定、人材編隊建設および情報化建設への参与を強化する。
- ✓ 周波数帯分野への投入を強化し、ITU-Rの国際プラットフォームを通じて世界ないし地域の周波数資源の協調を積極的に推進する。
- ✓ 2020年に中国で開催する世界電気通信標準化総会（WTSA-20）、同じく2023年の世界無線通信会議（WRC-23）の国内準備活動を適切に組織する。

中国の国際標準化活動

国際標準戦略を実施する前提としては、中国の産業界の技術力向上、特に標準化に必要となる「標準必須特許」の取得、国内標準の国際標準への整合があげられるが、国内標準を国際標準にするためには、特に国際標準化組織での参加国メンバーとの交流や議論を通じた活動、議長や幹事などのポスト獲得、標準の技術案の提案が重要といわれる。それは、国際標準の制定は国際標準化組織の参加国メンバーが合意によってある国のメンバーが提案した標準（技術仕様書）を承認するプロセスを経るためである。

実際、近年の中国の国際標準化組織での活動はめざましいものがある。中国は、国際標準化機構 (ISO) の常任理事国であり、現在は国際電気標準化機構 (IEC) の会長、国際電気通信連合会 (ITU) の事務総局長を派遣している。また、これらの 89 の事務局 (専門委員会や作業グループを含むと見られる) に議長や幹事を派遣し、5 千名近くの専門家を登録している。また、中国が制定を主導した国際標準は 583 項目に上るといふ (注 7)。

中国が強い分野といわれる 5G (第 5 世代移動通信システム) の国際標準化活動を見ると、中国企業が 5G の国際標準制定で主導的な役割を果たしている。3GPP には各国の通信事業者、設備・端末メーカーなど 700 社余りのメンバーがいるが、そのうち中国のメンバー企業は 124 社に上っている。

通信事業者では、中国移動 (China Mobile) は 3GPP のリリース 16 (すべての技術性能要件に対応した 5G の仕様を策定する現段階の作業) で全体の 30% 以上に当たる 3 千を超える技術提案を行い、15 の国際標準制定作業を主導しており、中国電信 (China Telecom) は同じく 3GPP の端末と基地局の間の仕様を検討するグループの中で最多のプロジェクトを主導し、中国聯通 (China Unicom) も 1 千を超える技術提案を行い、6 つの国際標準制定を主導しているといふ (注 8)。

また、通信設備メーカーでは、Huawei (以下、ファーウェイ) は 3GPP の 5G 標準制定会議に延べ 3 千人を超える専門家を派遣してクアルコムなど他社を圧倒しており (注 9)、また米国電気・電子学会 (IEEE) の無線 LAN 通信の専門会議にも最も多くの参加者を派遣している。この専門会議の議長を務めた日本の専門家によると、1 企業が 10 人を派遣すると渡航費と役職の引き受け、バックオフィスでの支援にかかる費用を含めて年間 10 億円近くコストがかかるが、ファーウェイは外部の人材 (欧米の専門家) を雇って議論に貢献しているといふので多くの投票権が与えられているといふ (注 10)。

中国企業のこうした活発な国際標準化の動きの背景には、「標準必須特許」の保有数で他国の企業を大きくリードしていることがある。日本の民間調査会社の調査によれば、ETSI (欧州電気通信標準化機構) 等の標準化機関に対して 5G のみの標準として宣言した特許の数 (特許出願数または特許を 1 件以上有する特許ファミリーの数) は、2020 年 5 月 17 日時点で 20152 件あり、そのうちファーウェイが第 1 位の 4880 件で全体の 24.2% を占め、ZTE (中興通迅)、CATT (大唐電信)、Oppo、Vivo、Lenovo の中国企業合計では 9340 件で全体の 46.3% を占めている (注 11)。

最近では、2020 年 7 月に国際電気通信連合 (ITU) の会合で、中国が提案した 5G 無線エアーインターフェース技術仕様が 3GPP、韓国が提案した技術仕様とともに ITU の 5G 技術標準 (IMT-2020) として認められたといふ (注 12)。これもこうした活動の成果だろう。

こうした中で、米国政府は輸出制限対象企業に指定するファーウェイが参加する国際標準化会議に米国企業が参加し、一部技術を開示することを認めると発表した (注 13)。これは米国企業が出席しなければ国際標準作りで取り残されるとの懸念が産業界や議会で広がっていたためと報じられているが、5G などでの国際標準制定で中国が主導権を握る動きを見せていることを受けたものだろう。

中国のねらい

上記のように、国際標準は国際標準化組織に参加メンバーが案を提出し、参加メンバーの合意によって制定されるというプロセスを経る。過去にはデファクト標準のような 1 社が独占するものもあったが、現在では試験方法など特定の技術で標準化される分野を除いて複数の標準が併存することが一般的になっており、一国の参加メンバーが提案した標準のみが国際標準になる例は少ないといふ。

ただし、中国が提案ないし主導して制定された標準が多ければ多いほど、中国の製品・サービスが国際市場で有利には働くことは明らかである。一般に国際標準化のメリットは、新市場の創出、競争優位性の確立、国際的信用力の向上を通じて売上拡大につながることでされている。

中国はこのことをよく理解している。国際電気標準会議（ITU）の専門委員会議長を務める専門家は中国メディアのインタビューに答えて、中国標準の国際標準化を実現できれば、それを実装している中国企業が国際市場に参入するのに多くの活動を行う必要がなく、直接国際競争に参加できるが、それができなければ、国際標準による製品の再設計、生産、試験・認証、国毎に異なる政策・法規・標準への適合に大量の精力を使わなければならないと述べている（注14）。

一方で、すべてのハイテク分野で一国が国際標準化を実現することは不可能だろう。中国は5G通信技術では優位にあるが、例えば人工知能（AI）技術については中国自身が課題が多いと分析している。中国のAI技術は応用に偏っており、基礎研究、オリジナル成果、トップレベル人材、エコテクノロジー、基礎プラットフォーム、標準のルール化の面で世界のトップレベルと明らかな差があり、標準制定では追いつける立場にあるとしている（注15）。

したがって、目標としてはできるだけ多くの国際標準化を実現することだろうが、その戦略としてはある技術分野では早期の国際標準化をねらい、ある分野ではキャッチアップを図るものと思われる。いずれにしても『中国標準2035』の眼目は、国家標準化戦略に組み入れられる分野、その具体目標と達成までのロードマップであり、これらの内容が注目される。

（注1）「国家标准委：正制定《中国标准2035》（国家標準化委員会、『中国標準2035』を制定中）」（2018年1月10日掲載記事）、原文は新華網の下記ウェブサイトをご参照。

http://www.xinhuanet.com/fortune/2018-01/10/c_129787658.htm

（注2）例えば、「米中対立、『標準規格』に飛び火、中国攻勢に警戒感」（2020年6月14日掲載記事）、原文は産経新聞の下記のウェブサイトをご参照。

<https://special.sankei.com/a/economy/article/20200614/0002.html>

（注3）「《中国制造2025》走后，又来了《中国标准2035》（『中国製造2025』が行った後に『中国標準2035』が来た）」（2020年4月28日掲載記事）、原文はVOA Newsの下記ウェブサイトをご参照。<https://www.voachinese.com/a/china-standards-2035-20200428/5395187.html>

（注4）『中国製造2025』では、基礎産業技術のコア基礎部品と重要基礎材料の国産化率を2020年に40%、2025年に70%にするとされている。また、『中国製造2025』の重点分野の発展目標や活動を記載した『『中国製造2025』重点分野技術革新緑書-技術ロードマップ（2017）』では、5Gのコア設備の国内市場占有率目標は2020年75%、2025年80%、国際市場占有率目標は同じく35%、40%とされ、スマート製造コア情報設備の国内市場占有率を2020年40%、2025年60%以上、産業用ロボットは同じく50%、70%以上などの目標が記載されている。

（注5）「“中国标准2035”项目结题会暨“国家标准化发展战略研究”项目启动会在京召开（“中国標準2035”プロジェクト確定会議および“国家標準化発展戦略研究”プロジェクト第1回会議が北京で開催）（1月15日掲載記事）。原文は国家市場監督管理総局の下記ウェブサイトをご参照。http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202001/t20200115_310519.html

（注6）「国家標準化管理委員会の『2020年全国標準化活動要点』の印刷・発布に関する通知」（国標委発〔2020〕8号、2020年3月10日発布）。原文は中央人民政府ポータルの下記ウェブサイトをご参照。

<http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-03/24/5494968/files/cb56eedbcacf41bd98aa286511214ff0.pdf>

（注7）「新闻办就中国标准化改革发展成效有关情况举行发布会（国务院新聞弁公室が中国標準化改革発展成果関連状況についての記者会見を開催）」（2019年9月11日掲載）。原文は中央人民政府ポータルの下記ウェブサイトをご参照。

http://www.gov.cn/xinwen/2019-09/11/content_5429188.htm

- (注 8) 「5G 国際標準制定中の中国力量 (5G 国際標準制定における中国の力量)」(2020 年 7 月 7 日掲載記事)。原文は C114 通信網の下記ウェブサイトをご参照。
<http://www.c114.com.cn/wireless/2935/a1130466.html>
- (注 9) ‘China’s Long-Term Plan to Shape the Future of Technology’ (2020 年 7 月 1 日掲載記事)、原文は VOA News の下記ウェブサイトをご参照。
<https://www.voanews.com/east-asia-pacific/chinas-long-term-plan-shape-future-technology>
- (注 10) 「日本はこのままだとデジタル植民地に、迫り来る危機の『正体』」(2020 年 2 月 4 日掲載記事)。日経クロステック/日経コンピュータの下記ウェブサイトをご参照。
<https://active.nikkeibp.co.jp/atcl/act/19/00103/012300005/>
- (注 11) 「5G 宣言特許ファミリー分析 (2020 年 5 月 17 日時点)」。原文は日本技術貿易株式会社の下記ウェブサイトをご参照。<https://www.ngb.co.jp/files/pdf5ed625d407aec.pdf>
- (注 12) 「我国产业链主导的 NB-IoT 正式被纳入 5G 国际标准 (我が国の産業チェーンが主導する NB-IoT が正式に 5G 国際標準に入る)」(2020 年 7 月 13 日掲載記事)。原文は下記の「IT 之家」のウェブサイトをご参照。<https://www.ithome.com/0/497/471.htm>
- (注 13) 「米、ファーウェイと議論容認、5G の基準作りで」(2020 年 6 月 16 日掲載記事)。原文は日本経済新聞の下記ウェブサイトをご参照。
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60390300W0A610C2000000/>
- (注 14) 「三种方式实现中国标准国际化-专访国际电工委员会 SC46F 射頻和微波无源元件主席吴正平 (三通りの方法で中国標準の国際化を実現—国際電気標準会議無線 SC46F マイクロ波受動回路部品の吳正平議長を訪問)」(2019 年 10 月 11 日掲載記事)。原文は中国市場監管報の下記ウェブサイトをご参照。
<http://www.cicn.com.cn/zggsb/2019-10/11/cms121110article.shtml>
- (注 15) 「人工智能国际标准制定情况及我国应对策略 (人工知能国際標準の制定状況と我が国の対応策)」(2020 年 4 月 29 日掲載記事)。原文は「關鍵基礎設施安全応急響應中心」の下記ウェブサイトをご参照。<https://www.secrss.com/articles/19092>

(執筆連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 池上隆介
 住 所：東京都港区虎ノ門 5-11-2
 E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



サプライチェーンの再編と中国市場への向き合い方

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
主任研究員 細尾忠生

1. サプライチェーンの再編

新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、企業立地の見直しやサプライチェーン再編の議論があらためて注目されている。企業立地では国内回帰も選択肢の一つとして議論され始めたほか¹、サプライチェーン再編では、部品、素材の個別仕入先への集中的な依存度をあらためて見直す動きが広がっている。

こうした動きの背景には、中国・武漢市で感染が拡大した当初、自動車部品等で中国からの供給が途絶したこと²、そもそも中国発の感染症の拡大は、中国特有の不衛生な習慣や政府の情報公開の遅れなどに起因したものと思われたことがあった。このため、中国に拠点や仕入先が集中する現状を見直す必要性が高まったのではないかと反省が、サプライチェーンを見直そうとする問題意識の中心にあったといえる。

もっとも、その後、新型コロナウイルスの感染は世界的に拡大したため、生産停止を余儀なくされる工場が全世界規模で発生することになった。

2. サプライチェーン再編の意義

(1) 特定製品リスク

このように、この数か月間、状況が目まぐるしく変化したこともあり、サプライチェーン見直しに関する議論には、本来なら次元が異なる4つのリスクへの対応が錯綜しているとみられる(次頁図表1)。

サプライチェーンの見直しを迫る第一は特定製品リスクである。新型コロナウイルスの感染が拡大した当初、マスクや医療器具など必要不可欠な物資の供給を、日本はじめ世界各国が中国に過度に依存していたため、製品確保が困難となる事態に直面した。このような事態を回避するために、特定の重要物資の供給を担う企業は、たとえ平時に問題がなくとも緊急時に供給を確保できる体制を構築する必要がある。そのため、政府の貿易管理当局(経済産業省)や、当該製品の所管官庁が、海外工場の国内回帰を促し、国内生産を支援する方策をとることが、経済安全保障の観点から喫緊の課題といえる。

これに関連して、財務省は6月12日、建築用の断熱材に使う難燃剤について、中国からの輸入に反ダンピング関税を暫定発動すると発表した。難燃剤は中国メーカーの寡占が進み、日本では特定の1社しか生産していない。国内生産が難しくなれば中国に依存する事態が想定され、政府は早期保護が必要と判断したようである。こうした政策対応について、論者によっては保護貿易主義との指摘もありうるが、新型コロナウイルスの感染拡大は、そうも言っていない、という重い教訓をつきつけたと言える。

¹ 先に成立したわが国の第一次補正予算では、国内回帰のための補助金2200億円が盛り込まれた。

² 広く知られるとおり、武漢市は製造業を中心に産業集積が進み、グローバル経済における部品や機械類の供給元として、日本の東海地域と似た位置づけにある。

(2) 供給途絶リスク

第二は供給途絶リスクである。東日本大震災時に、自動車用マイコンの供給途絶で自動車生産が止まったケースや、熊本地震の際に、自動車部品や半導体の供給が途絶し自動車や電化製品の生産が止まったケースである。企業はこれらの事例を教訓として、一次下請けの供給元、二次下請けの供給元を把握しリスク管理体制を強化している。しかし、供給元の供給元の、そのまた供給元と遡ることは、無数の企業を調べることになり、自社のサプライチェーンの全容を把握することは現実的には難しい。また、品質が同程度の供給元を複数確保することは、実際には困難なケースも多いとされる。さらに、特定企業からの納入は経済合理性に基づいており、供給元を増やすと、効率を犠牲にしてコストを高めてしまうことになりかねない。

もっとも、ある程度のコスト増をとんでもなくても、もしもの時の保険として代替供給元を確保しておくことにより、緊急時に即応できる体制を構築することが重要であろう。

(3) 政治リスクと中国リスク

第三は政治リスクである。特に、米中貿易摩擦にともない米国が対中追加関税を発動したことによって、中国の工場を米国向け輸出拠点として活用してきた企業は直接影響を受ける。このため、ベトナムやタイへの生産移管がすでに進んでいる³。

第四は中国リスクである。先述のとおり、中国・武漢市で感染が拡大した当初、中国に拠点や仕入先が集中する現状を見直す必要性が高まったとする指摘が広がった。

もっとも、中国事業に様々なリスクが付きまとうことは、今に始まったことではない。一方で、将来性を考慮すれば、中国は引き続き魅力的な市場であり、魅力とリスクの間で、企業はバランスのとれた経営戦略が求められているのではないだろうか。

以上、サプライチェーン見直し議論を4つの観点から概観した。このうち、特定製品リスクは、政府と特定企業の課題であり、供給途絶リスクは、継続的な取り組みが必要な課題である。また、政治リスクは関係企業の間ですでに対応が進んでいる。そこで、以下では、中国リスクへの対応のあり方について、企業の海外進出における最適立地の観点から整理したい。

図表 1. サプライチェーン見直し議論

リスク	具体例	対応策	意義
特定製品リスク	医療製品	政府と連携	経済安全保障の喫緊の課題
供給途絶リスク	部品、素材	供給元の点検・集中リスクの回避	供給元の分散でリスク低減も効率低下のおそれ
政治リスク	中国拠点からの米国向け輸出	脱中国	米中対立により不可欠の対応
中国リスク (感染症拡大など)	全業種	チャイナプラスワン	中国市場の魅力とのバランス必要

(出所) MURC 調査部作成

³ 日本貿易振興機構「米中摩擦がもたらす我が国中堅・中小企業への影響 ～2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（速報値）～」(2019年12月)

3. 日本企業の海外事業

(1) 対外直接投資残高

最初に、日本企業は、海外にどの程度の資産を持つのか、地域別、業種別に整理する。

図表2は、財務省が外為法に基づき集計、公表している「対外直接投資残高」である(抜粋)。それによると、2018年末時点で、日本企業の対外直接投資残高は約174兆円に上ることが分かる。

地域別にみると、最大が米国向け投資で約54兆円、次いで欧州向け投資が約45兆円、対ASEAN投資は全体で約24兆円、対中投資残高は約13兆円に上る。

業種別にみると、製造業は約69兆円と全体の4割程度を占めており、非製造業は約105兆円と全体の6割程度を占めている。製造業では輸送機械の約14兆円が最大で、化学・医療の約13兆円が次ぐ。非製造業では、金融・保険の約36兆円が最大で、卸売・小売の約25兆円が次ぐ。

このうち、輸送機械は、米国、欧州、ASEANがいずれも3兆円前後ではほぼ等しい。一方、金融・保険では米国が突出して大きい、ASEANでの投資残高も大きいことが分かる。

図表2. 対外直接投資残高 (2018年末)

(億円)

	合計	製造業	食料品	化学・医薬	鉄・非鉄・金属	一般機械	電気機械	輸送機械
中国	134,288	87,377	3,307	9,686	7,525	14,916	17,232	20,401
ASEAN	243,752	124,488	14,272	13,990	12,825	9,487	20,304	28,743
タイ	73,957	46,774	1,021	4,159	6,121	4,333	9,338	13,569
インドネシア	34,529	19,508	973	2,522	1,918	1,295	1,077	8,511
ベトナム	18,650	11,744	515	1,066	1,544	1,543	1,446	1,917
米国	540,784	184,566	19,696	45,654	11,854	26,915	16,440	32,141
欧州	452,679	176,225	41,475	42,673	8,179	13,268	21,804	29,111
全世界	1,738,663	692,813	92,386	132,692	52,432	72,301	90,568	140,856

(出所)財務省

(億円)

	非製造業	建設	運輸	通信	卸売・小売	金融・保険	不動産	サービス
中国	46,911	247	624	333	25,183	12,682	4,692	2,582
ASEAN	119,264	2,401	6,321	5,244	21,971	60,997	7,220	6,006
タイ	27,183	210	510	90	4,240	20,625	344	507
インドネシア	15,021	150	405	76	1,138	9,663	1,190	368
ベトナム	6,907	101	213	51	645	4,211	970	480
米国	356,218	1,295	1,872	42,343	122,169	133,570	16,296	19,580
欧州	276,453	1,074	4,864	63,144	46,122	79,426	2,273	32,644
全世界	1,045,850	10,081	20,224	138,996	250,830	364,872	36,480	83,514

(出所)財務省

(2) 対外直接投資収益

以上の直接投資残高は、海外現地法人の資本にはほぼ等しく、海外現法の事業活動による収益が、主に配当として日本の親企業に支払われる。これを、「対外直接投資収益」として財務省が集計、公表しており、それをみたのが図表3である。それによると、2019年の日本企業の対外直接投資収益は約14兆円に上ることが分かる。

地域別にみると、最大が米国で約2.9兆円であるが、欧州が約2.8兆円、ASEANが約2.7兆円、中国が約2.3兆円と、いずれの地域も、大きく見ればほぼ等しい水準にあるとみることができる。

業種別にみると、製造業が約6.4兆円、非製造業が約8兆円である。製造業では輸送機械の約1.7兆円が最大で、電気機械の約1兆円が次ぐ。非製造業では、卸売・小売の約3兆円が最大で、金融・保険の約2兆円が次ぐ。

このうち、輸送機械は、ASEANの約7500億円が最大で、中国の約6300億円が次ぐ。一方、卸売・小売では欧州の約7800億円が最大で、米国と中国がいずれも約6600億円で次ぐことが分かる。

図表3. 対外直接投資収益 (2019年)

(億円)

	合計	製造業	食料品	化学・医薬	鉄・非鉄・金属	一般機械	電気機械	輸送機械
中国	23,235	15,608	529	903	797	2,969	2,673	6,320
ASEAN	26,543	17,073	1,220	1,746	946	1,318	2,125	7,484
タイ	10,698	8,026	213	616	458	851	952	4,091
インドネシア	3,012	2,276	85	278	131	130	186	1,306
ベトナム	1,965	1,652	94	43	130	76	205	892
米国	29,139	8,763	1,012	1,464	1,007	1,750	1,270	-659
欧州	28,490	9,171	3,029	556	130	837	2,090	694
全世界	144,192	63,846	6,545	7,845	3,453	7,603	10,057	17,604

(出所)財務省

(億円)

	非製造業	建設	運輸	通信	卸売・小売	金融・保険	不動産	サービス
中国	7,627	35	103	26	6,560	682	41	164
ASEAN	9,470	200	266	449	3,615	4,253	203	295
タイ	2,673	11	74	5	1,137	1,211	-2	190
インドネシア	736	-1	3	-19	308	659	41	-12
ベトナム	313	1	6	-	51	244	1	3
米国	20,376	151	310	1,656	6,570	8,538	862	1,054
欧州	19,319	44	381	109	7,835	3,178	110	3,186
全世界	80,345	330	2,349	5,880	29,502	20,199	1,437	5,066

(出所)財務省

(3) 対外直接投資収益率

以上の対外直接投資残高、対外直接投資収益をもとに、日本企業の、海外現地法人を通じた海外事業の収益率が計算できる。具体的には、当年の対外直接投資収益を前年末の対外直接投資残高で除し100を乗じたものである(図表4)。それによると、2019年の日本企業の対外直接投資収益率は8%と比較的高いことが分かる。

地域別にみると、中国が17%と突出して高く、次いでASEANが11%。国別ではタイが14%、ベトナムが11%と収益率が高い。

業種別にみると、製造業が9%、非製造業が8%である。製造業では輸送機械が12%と最も高く、一般機械、電気機械がいずれも11%で次ぐ。非製造業では、運輸、卸売・小売がいずれも12%で最も高い。

このうち、輸送機械は、中国の31%が最高で、ASEANの26%が次ぐ。一方、運輸は中国、米国が17%、卸売・小売では中国の26%が最も高いことが分かる。

図表4. 対外直接投資収益率 (2019年)

(%)

	合計	製造業	食料品	化学・医薬	鉄・非鉄・金属	一般機械	電気機械	輸送機械
中国	17	18	16	9	11	20	16	31
ASEAN	11	14	9	12	7	14	10	26
タイ	14	17	21	15	7	20	10	30
インドネシア	9	12	9	11	7	10	17	15
ベトナム	11	14	18	4	8	5	14	47
米国	5	5	5	3	8	7	8	-2
欧州	6	5	7	1	2	6	10	2
全世界	8	9	7	6	7	11	11	12

(注) 収益率=当年の直接投資収益/前年末の直接投資残高×100
(出所)財務省の資料をもとにMURC調査部が算出

(%)

	非製造業	建設	運輸	通信	卸売・小売	金融・保険	不動産	サービス
中国	16	14	17	8	26	5	1	6
ASEAN	8	8	4	9	16	7	3	5
タイ	10	5	15	5	27	6	-1	37
インドネシア	5	-1	1	-25	27	7	3	-3
ベトナム	5	1	3	-	8	6	0	1
米国	6	12	17	4	5	6	5	5
欧州	7	4	8	0	17	4	5	10
全世界	8	3	12	4	12	6	4	6

(注) 収益率=当年の直接投資収益/前年末の直接投資残高×100
(出所)財務省の資料をもとにMURC調査部が算出

4. 中国市場への向き合い方

以上の分析結果から、日本企業の海外拠点の立地戦略について、次の3つのインプリケーションが得られる。

第一に、サプライチェーンの再編を検討する際、中国事業の他地域と比較した収益率の高さは、中国に拠点を置くことのメリットを示す。このため、中国リスクが意識される情勢下にあっても、中国事業を粘り強く継続することが、企業にとっては合理的な経営判断といえる。

第二に、一口に中国事業と言っても、業種によって収益率が異なることも重要である。たとえば、化学・医薬については、ASEANが中国より収益率が高い。また、ASEAN各国と比べると、食料品ではタイ、ベトナム、一般機械ではタイ、電気機械ではインドネシア、輸送機械ではベトナムが中国より収益率が高い。このうち、投資残高から類推すれば、インドネシアの電気機械やベトナムの輸送機械は一部企業の押し上げによる例外ケースとみられるが、食料品については、中国からタイ、ベトナムに、一般機械はタイに拠点を移転させることは収益性の観点から一考に値する。

第三に、図表4は日本企業全体の海外事業の収益率の平均値にすぎない。自社の地域別収益率を、日本企業全体の平均値と比べ、自社の比較優位を探る姿勢も重要である。それにより、自社の中国事業の収益率が日本企業の平均値より低い企業にとっては、事業のテコ入れとともに、拠点移管も経営の選択肢となりうるであろう。一方、他地域と比べそれだけでなく高い中国の平均収益率を、自社の中国事業の収益率がさらに上回っているような企業にとっては、中国拠点の移管は選択肢に上りえないであろう。

上述のとおり、サプライチェーン見直しの議論は4つの観点に分類できた。再述すれば、特定製品リスクは、政府と特定企業の課題であり、供給途絶リスクは、継続的な取り組みが必要な課題である。また、政治リスクは関係企業の間ですすでに対応が進んでいる。

一方、企業の拠点が中国に集中する中国リスクへの対応について、政治や安全保障の観点から議論の重要性が高まっている。ただし、その際には、企業の収益率に基づく視点も必要ではないだろうか。中国リスクを今一度見直す上で、中国事業の企業収益への貢献度合いについてもバランスよくみていく必要があるだろう。

以上

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : hosoo@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

**税務会計: OECD の金融取引に関する移転価格ガイドライン**

KPMG中国
税務部
平澤尚子

要旨

2020年2月11日、経済協力開発機構（以下「OECD」）は、金融取引に関する移転価格ガイドラインの最終報告書を公表した。同最終報告書は「OECD 移転価格ガイドライン」の第10章に収録される予定である。OECD は「金融取引に関する移転価格ガイドライン：BEPS 包摂的枠組：行動計画4、8～10の報告書」（以下「報告書」）を公表したことにより、「OECD 移転価格ガイドライン」において、初めて金融取引の移転価格に関して具体的なガイダンスを提示したこととなる。

同報告書は、移転価格ルール適用の一貫性を確保し、移転価格税制に関する紛争や二重課税の回避を目的としており、各国の移転価格税制に関する法整備や今後の二国間協議に大きな影響を与えるだろう。

今回公表された最終報告書は、報告書で言及されている原則を説明するいくつかの事例を追加したほか、2018年夏に公表されたディスカッションドラフトの内容とほとんど変更はない。総じて、報告書は、金融取引条項及び特定の条件下における経済分析の概要を記載し、金融取引の価格設定に関連する具体的な問題（トレジャリー機能、グループ内融資、キャッシュプーリング、ヘッジ取引、保証取引、キャプティブ保険）に対処するものである。

詳細は下記のとおりである。

報告書の概要**1. 取引の正確な描写分析**

報告書は冒頭から、多国籍企業グループ会社の資本構成の判断における取引の正確な描写分析の適用について解説している。

a. 融資と持分

報告書セクション1は、「表面的な融資」を融資として扱うべきかを確定するために、「OECD 移転価格ガイドライン」の第1章「取引の描写分析」の適用を概説している。さらに、融資を債権融資あるいは持分投資のどちらとして扱うべきかについて参考基準を提示した。留意すべき点として、包括的な分析を行うに際し、関連する業界（例えば、業種別の資本集約度と許容できるレバレッジ）及び多国籍企業グループの固有要因（例えば、借入側のビジネス実体、又は製品のライフサイクルが属する段階、多国籍企業グループがある特定プロジェクトに対して優先的に融資を実施する方針など）を考慮する必要がある。加えて、借手と貸手双方の観点から、現実的に利用できる融資オプションも考慮するよう強調している。また、報告書は、債権融資及び持分投資の性質の決定に関するガイダンスを強制的に適用するものとしておらず、各国又は管轄税務機関が継続的に国内法に基づき、既存の複数要素を用いた分析方法などを適用して、資本構成と利子の損金算入に係る問題に対処できると指摘している。

b. 融資リスク管理

報告書では、関連者間で行われる債権融資が持分投資として再認定されなくても、貸手が貸出

リスクを管理しない、及び／又は貸出リスクを引き受ける財務基盤を有しない場合、リスク／リターンは実質的に管理を実施するその他のグループ会社に割り振られるべきであるとしている。この場合、貸手はリスク・フリーに応じたリターンのみを獲得できると指摘している。また、報告書では、貸手が管理を実施するときに想定される活動の種類を列記した。これには、貸出リスクの評価（銀行又は格付け機関が使用する情報と類似する情報の使用）、融資条項の策定、融資の実行及び返済状況のモニタリングなどが含まれる。

さらに、融資取引の性質の決定に際し、商業的な合理性も合わせて考慮すべく、契約条項で定められた融資取決めとは異なった取決めや価格設定ポリシーを適用する場合もある。例えば、運転資本の需要を満たすために、親会社は子会社へ10年を返済期間とした資金を融資した。しかし、実務において、多国籍企業が運転資金の必要性から外部融資する場合、通常1年を返済期間としたローンしか獲得できない場合が多い。このため、前述の10年を返済期間とした関連者間ローンは、グループの外部融資の方針の事業実態に沿うよう、10件の延長可能な返済期間1年のリボルビングローンとして再認定される。また、報告書は金利設定に際して考慮すべき比較可能性分析の要素についても詳説している。

2. トレジャリー機能

a. グループ内融資

報告書では、トレジャリーセンターの活動が「低付加価値」活動か「高付加価値」活動かを評価するよう求めている。「低付加価値」活動は、単純な現金管理と流動性管理（万一の際の備えとして会社運営に必要な十分な現金の確保）、キャッシュプーリングが含まれる。「高付加価値」活動は、企業の財務管理（長期投資・融資計画の策定、グループ資本コストの最適化、グループ財務リスクに対する戦略的対応など）が含まれる。トレジャリーセンターが高付加価値活動（実質的な支配権を有する）を実施する場合、より高い利益やリターンを得るべく、低付加価値の機能を果たす場合、基本的な調整機能に係る対価を受けるべきであるとしている。

報告書では、シェブロン社に対する訴訟事例（シェブロン vs オーストラリア国税庁）で取り上げられた問題も含めて多くの複雑な論点について更に踏み込んだ議論を展開している。多国籍企業グループ全体の信用格付けを用いることは、グループの一員としての単独の信用格付けを用いるより、関連者間で行われた融資取引における当該グループメンバー実体の融資コストの算定に役立つ場合がある（メンバー実体が多国籍企業グループと「受動的関係（Passive Association）」にあることの重要性を強調）ことについて検討した。当該グループメンバー実体が、グループから支援を受ける可能性が非常に高い（暗黙的支援）場合、グループのその他の実体へのローン保証料の支払いが不要となる。したがって、いかなる保証料に関する契約書も勘案する必要がない。報告書は、多国籍企業又は特定の実体の信用格付けにおける金融ツールの使用方法、及び業種別の信用力評価における特定金融指標に対する理解の重要性に関して詳細なガイダンスを提示している。また、報告書は、融資取引の金利設定に関する移転価格算定方法の選択、融資のリスクプレミアムを決定するためのクレジットデフォルトスワップ（CDS）に関する情報の使用、及び経済分析モデルの使用に関するガイダンスも提示している。

b. キャッシュプーリング

報告書は、キャッシュプーリング管理者としてのトレジャリーセンターが、キャッシュプーリングに係る重大な経済リスクを管理する能力の有無を判断する際、「OECD 移転価格ガイドライン」の第1章におけるガイダンスの使用方法について説明している。また、報告書は、キャッシュプーリングから生じるシナジー効果を如何にキャッシュプーリングメンバー間で配分するか、キャッシュプーリングのクロス保証の取扱いについても解説している。

c. ヘッジ取引

報告書は、外国為替、コモディティ価格変動及び金利ヘッジを含む多種にわたった複雑なシナリオへの対応について検討した。ヘッジリスクを抱えるグループ運営会社がヘッジ契約を締結する（トレジャリーセンターが手配する）シナリオ、トレジャリーセンターがグループレベルにおいて「ナチュラルヘッジ」を実現するシナリオ（例えば、ある実体のリスクが別のグループ実体のリスクを相殺消去する）及びナチュラルヘッジを行った後、トレジャリーセンターのヘッジ契約締結でグループレベルのリスクを相殺消去するシナリオなどヘッジのいくつかのシナリオについて解析している。

3. 債務保証

報告書では、保証に関する多くの複雑な論点を採り上げている。例えば、ある特定の多国籍企業グループ実体がグループから強い「暗黙的支援」を受ける場合（このような支援は重要な戦略的意義を有する場合もある）、当該実体のグループ内保証契約は実際の経済的意義がなくなるため、勘案する必要がない。その原因としては、借手の「現実的に利用できるオプション」を考慮して、商業的合理性の観点から、通常、保証契約を別途締結することがない。

報告書ではもう一つのシナリオについても言及した。銀行が比較的財務基盤の弱い多国籍企業グループ実体へ融資し、かつ財務基盤の強いグループ実体がそれを保証する場合、銀行は比較的財務基盤の弱い実体に資金を貸し出すことは商業的合理性に欠けると考えるため、当該取引を銀行が財務基盤の強い実体に資金を貸し出した後、同実体から比較的財務基盤の弱い借手に対して持分投資を行うこととして再認識される（この場合、元の保証料に係る一部又は全部の取決めが無効と見なされる）。報告書は、関連者間の保証取引の価格設定に際し、移転価格算定方法の適用に関する詳細なガイダンスを提供している。

4. キャプティブ保険と再保険

報告書では、「OECD 移転価格ガイドライン」の第1章におけるガイダンスの適用にあたり、多国籍企業グループ内保険会社は実際にリスクを管理でき、かつ商業的合理性を有する真の保険事業を展開しなければならないと強調している。この判定条件に関して、報告書では以下の考慮すべき要素を列記した。具体的には、真のリスク分散の実現、キャプティブ保険会社が必要とされる技能を備えていること、及び保険対象リスクが多国籍企業グループ外部で付保可能であることが含まれる。キャプティブ保険会社が商業的な意義を有しておらず、関連リスクを完全に管理できない場合、多国籍企業グループ内でリスクの一元化管理から獲得した経済的便益は、グループのその他の実体に配分すべきとしている。

5. リスク・フリーのリターン及びリスク調整後リターン

報告書は、資本を提供する会社が金融資産投資に係るリスクを管理する財務基盤を有しない場合、リスク・フリーの場合に得られるであろう利益のみを獲得し、投資の残余利益は投資リスク管理機能を果たす会社に割り振られると指摘している。報告書では、リスク・フリーのリターンを算定するためには、テスト対象取引の特徴（例えば、通貨、期限及び発行日）と整合性のとれる適切な参考基準を選定するよう提案している。また、報告書はリスク調整後リターンの算定についても言及した。資本を提供する会社が、財務リスクを管理できるものの、それ以外のいかなる種類のリスクも管理できない場合、ガイダンスを参照してリスク調整後リターンを定めることができる。この場合、資本を提供する会社は、資金を受け入れた会社のさらなる広範囲な事業運営リスクに対するリターンではなく、融資活動のリスクに対するリターンのみを獲得できるとしている。

中国の移転価格税制を取り巻く状況への潜在的な影響

報告書は、実際の取引に対する正確な描写分析及びリスク管理分析の金融取引取決めへの応用方法について解説している。取引の正確な描写分析及びリスク管理分析は、OECDがBEPS行動計画8~10¹に次ぎ、2017年改訂版「OECD移転価格ガイドライン」に対して追加した重要な内容である。中国税務当局が、OECDの金融取引に関する新しいガイドラインの内容をどの程度まで採用するかはまだ未知数である。中国の現行の移転価格税制では「正確な描写分析」に関する詳細なガイダンスがないため、新しいガイドラインは実際の適用において一定の挑戦に直面するものと思われる。中国税務当局は今後の金融取引に関する移転価格管理において（例えば、他国の税務当局と相互協議や交渉を行うなど）、報告書の一部のガイダンスを適用する可能性がある。以下、中国企業や現地法人が金融取引において直面する重要な課題を重点的に解説する。

1. 金融取引に関する移転価格算定方法

前述のとおり、報告書は、金融取引に関する取決めを策定するとき、実際の取引に対する正確な描写分析及びリスク管理分析の適用を解説している。このような方法を適用して、独立企業間原則に従った債権及び持分の比率は、対象取引の経済的な特徴に基づき確定される。報告書は、正確な描写分析を唯一の分析方法として強制的に用いることを求めておらず、各国が継続的に国内法及びその他のアプローチを使用して資本構成及び利息の損金算入に関する問題に対処することを認めている。

中国の過少資本税制管理において、ある実体がその関連者から受け入れた債権投資と持分投資の比率（関連負債資本比率）が法定の標準比率（金融機関は5:1、その他の企業は2:1）を超過した場合、企業が関連者間融資取引の合理性を裏付けられる十分な資料を準備できない限り、超過分の関連者間融資取引に係る利息を損金算入してはならないとしている。

中国移転価格税制では、移転価格調査において、債権の性質が再認定される可能性を排除していない。融資が債権融資に該当するか、それともその他の融資方法に該当するかを判断する際、「関連取引申告及び移転価格同時文書化の管理改善に関する国家税務総局の公告」（42号公告）第17条では納税者が考慮すべき要素を明記した。これには企業及び所属するグループの返済能力と借入能力、関連債権投資の性質、目的、市場状況、持分投資の変動状況などが含まれる。これらの要素は、関連者間の融資取決めの商業的合理性を強調しており、債権及び持分融資構造を分析する際、正確な描写分析と同じ考え方である。

実務運用において、中国企業の関連負債資本比率が法定の標準比率を下回る場合、債権融資の性質が再認定される例は極まれである（完全にないとは言いきれない）。中国税務局当局の関連者間の融資取決めに対する管理強化が続くなか、中国政府が、税収の観点から関連者間融資取引の再認定に関連する法規定を公布するかどうかは今後注目する必要がある。

また、報告書の多くの内容は大規模で比較的複雑なクロスボーダー金融取引により適したものとなっている。報告書では具体的に対象者を設定していないものの、実務上、報告書におけるガイダンスは強力な資金調達能力を有する少数の企業及び中国のクロスボーダー資本移動に係る規制を受けない少数のクロスボーダー金融取引により適した内容となっている。

2. 独立企業間原則に従った関連者間融資取引の価格設定

報告書によると、関連者間融資取引の価格設定に係る最適な方法の選択にあたり、機能分析を踏まえて実際の取引を正確に描写する必要がある。比較可能性分析（即ち、信用格付け分析、比較可能な融資取引の見出し及びその金利に対する適切な調整）を踏まえた金利設定方法は、金融取引の

¹ OECD BEPS Action 8-10 Report “Guidance on Transfer Pricing Aspects of Intangibles” issued on 5 October 2015

分析に幅広く適用されるものの、実務において、多くの中国企業は依然として基本的な価格設定方法を適用している。即ち、中国人民銀行（中央銀行）の基準利率（又は直近公表された貸出基礎利率LPR）を用いて関連者間融資取引の価格設定を行っている。中国の地方税務機関は一般的に、中央銀行の基準利率を許容可能な利率と見なしている。このため、中国税務当局が関連者間融資取引の価格設定に対する管理を強化しない限り、新しいガイドラインが中国納税者の関連者間融資取引の価格設定方法に如何に実質的な影響を与えることができるかを判断するには未だ時期尚早である。

もう一つの問題は無利子融資である。報告書では、債権融資が持分投資の特徴を有することに言及している。実務上、このような取決めが独立企業間原則に従うかを検証するために、ケースバイケースで分析する必要がある。即ち、実際の取引に対する正確な描写に基づき、持分投資に該当するか、それとも債権融資に該当するかを判断する。

3. キャッシュプーリング

報告書では、キャッシュプーリング管理者に対する報酬は、その管理者が果たす機能及び負担するリスクに基づき確定され、その機能は調整又は代理機能からさらに包括的なインハウスバンク機能（例えば、内部融資に係る信用リスク、流動性リスク及び通貨リスクを負担する）までカバーされると指摘している。キャッシュプーリング管理者が調整機能だけを果たす場合、その管理者はキャッシュプーリングの預貸金利差を稼得すべきではなく、果たした機能に見合った報酬のみを受け取るとしている。キャッシュプーリング管理者が適切な報酬を獲得した後、キャッシュプーリングから生じた残りのシナジー効果はキャッシュプーリング参加者間で分配される。

上述の方法は、中国市場で見られる慣行とは大きく異なる可能性がある。中国では、キャッシュプーリング管理者は通常、すべての金利差を稼得している。このような価格設定方法を適用できる重要な前提条件としては、キャッシュプーリング管理者が完全なインハウスバンク機能を果たすことであるが、この前提条件は通常、実状にそぐわない。新ガイドラインに同調するため、中国納税者がこれまで実践してきた方法を調整する必要があるかどうかは、同分野における中国税務当局の管理実務の今後の進展に左右される。新ガイドラインが適用される場合、企業は詳細な情報が盛り込まれた移転価格文書を準備し、グループのキャッシュプーリング構造及びキャッシュプーリング管理者と参加者間の詳細な報酬配分状況も開示する必要性が出てくる。

4. 「海外進出」する企業

報告書は、「海外進出」する中国企業にも大きな潜在的影響を与えている。多国籍企業がグローバルに事業展開する中、「海外進出」する企業は進出先国の移転価格税制を遵守する必要がある。報告書に規定された新しい指針を採用する国と採用しない国が現れるだろう。これで、多国籍企業グループの移転価格リスク管理はより一層複雑になる。例えば、中国企業グループ本社が海外子会社に無利子で融資を行うケースは珍しくない。このような取決めが独立企業間原則に従うかどうかを判断するには、各地で適用されている移転価格税制に基づき慎重に分析する必要がある。

もう一つの例はトレジャリーセンターに関わる取引である。新しいガイダンスでは、トレジャリーセンターの機能を正確に描写し、集中度別にトレジャリーセンターの構造と機能に対して、それぞれ独立企業間原則に従った報酬の仕組みを制定するよう求めている。このため、企業はその準拠性を評価するために、既存のトレジャリーセンターの価格設定方針を見直す必要がある。

移転価格税制を取り巻く環境の目まぐるしい変化や各地の複雑な法規制は企業にとって一定の挑戦ではあるものの、報告書は各国の税務当局により統一された一貫性のあるアプローチを適用した関連者間融資取引の審査管理に向けて良好な土台を築き上げた。例えば、「一帯一路」構想に係る税務行政協調体制においては、報告書におけるガイダンスを参照しながら、中国を含む「一帯一路」沿線諸国で議論を展開し、共通認識を形成して、「一帯一路」構想のクロスボーダー投資が抱える課

題の解決を図る可能性がある。これらの国々では金融取引に関する課税規則が大きく異なるため、上述の方法は多国籍企業のグローバル展開においてより統一された税務取扱いの形成につながる。

筆者の所見

近年、中国税務当局は、関連者間融資取引に対してより強硬な姿勢をとり始めている。グローバルに著しく変化する移転価格管理環境を背景に、今後、中国税務当局の立場は一層強化されるだろう。新しいガイドラインは、これまで特に見解や意見が分かれる分野において、税務当局の税務調査に付加的なツールを提供した。中国では、過少資本、キャッシュプーリング、関連者間融資などの分野において税務上の課題を抱えている。こうした取引を対象とした調査が今後増えるにつれて、中国税務当局では金融取引の取決めに関する認識が徐々に深まり、中国の納税者にとっても参考になる先例が増えるだろう。中国の納税者は、関連者間融資取引の取決めに係る税務調査に迅速かつ効果的に対応できるよう、事前に準備しておく必要がある。

上述のとおり、新しいガイドラインで言及されている多くの種類の金融取決め（例えば、金融商品をカスタマイズしたオリジナルな資産形成など）は現在、中国では規制があり制限されているものの、クロスボーダー金融取決めに対する規制のさらなる緩和に伴い、今後、状況は変わるものと思われる。

企業は、既存及び計画中の金融取引に関する取決めを積極的に見直し、リスクにさらされている取引に対しては早急に改善措置を講じるよう推奨する。また、報告書では文書化に対して具体的な要件を記載していないものの、金融取引に関する取決めをサポートするための文書化の重要性を強調している。具体的には、融資取引の商業的合理性の分析、キャッシュプーリングとトレジャリーセンターの機能及びリターン配分のための機能分析、保証料の設定に際して考慮すべき直接／間接利益などが含まれる。企業は金融取引の価格設定ポリシーや文書化戦略を慎重に策定し、文書化の準備も重視すべきである。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

平澤尚子

中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆広場第二期 26F

Tel: +86-21-2212-3098 E-mail: naoko.hirasawa@kpmg.com

**法務: ネットデータの安全と個人情報保護をめぐる中国の最新動向及び企業の留意点**

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

I はじめに

本年4月、オンライン会議システムにおけるデータ流出事件が国内外の注目を集めた。サイバーセキュリティ、個人情報などの侵害と関わるこのような事件は、急速な情報技術の発展に伴って近年多発しており、これを背景に、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」（以下、「サイバーセキュリティ法」という。2017年6月1日施行、インターネット安全法とも称される）を基本法とする中国のサイバーセキュリティ関連法令は、特に2019年以降、さらなる整備が進められている。そこで、本誌2019年2月号所掲の拙稿「中国インターネット安全法の規制・運用に関する最新動向—今後の方向性の考察と企業における注意点」に続き、本稿では、国内外の企業が多大な関心を寄せる重要情報インフラ保護、個人情報保護、データの安全などに関する最新法令のほか、企業において留意すべき点につき論ずるものとした。

II 重要情報インフラの保護を強化する新たな立法動向と注意事項

重要情報インフラ¹は、国・経済の安全、社会の安定及び公衆の健康にとって極めて重要な意味をもち、それゆえに、「サイバーセキュリティ法」35条は、重要情報インフラ運営者²によるネット製品及びサービスの購入に対して国家安全審査を行うことを法律上の制度として定めたうえ、2020年4月27日には、国家インターネット情報弁公室（以下、「網信弁」という）など12の機関により「ネット安全審査弁法」（以下、「審査弁法」という）が共同公布された³。この「審査弁法」は、ネット安全審査制度について、審査の対象、方針、管轄機関、要件、評価の要素、手続など多方面にわたる明確化を図っており、その概要と注意事項は、以下のようにとまとめられる。

¹ 重要情報インフラとは、サイバーセキュリティ法に定めるネットワーク運営者のうち、そのネットワーク施設若しくは情報システムの機能の破壊若しくは喪失が生じ、又はこれらのインフラからデータが漏洩した場合、国の安全、国の経済、人民の生活又は公共の利益が著しく損なわれる可能性のあるものをいう。（サイバーセキュリティ法 31条）

² 重要情報インフラを運営する者をいい、草案段階にある関連法令「重要情報インフラ安全保護条例（意見募集稿）」（2017年7月10日公布、同年8月10日まで意見公募）18条によると、政府機関のほか、エネルギー、金融、交通、水利、衛生医療、公共事業、インターネット等情報ネットワーク、クラウドコンピューティング、ビッグデータなどの公共情報ネットワークサービス、国防、化学工業、食品薬品などの科学研究生産、ラジオ・テレビ放送などの業種に関わる会社であって、その運営・管理するネットワーク施設若しくは情報システムの機能の破壊若しくは喪失が生じ、又はこれらのインフラからデータが漏洩した場合、国の安全、国の経済、人民の生活又は公共の利益が著しく損なわれる可能性があるものは、重要情報インフラ運営者と認定されるが、それ以外の一般的な企業であれば、そのような認定を受ける可能性は低いと解される。

³ これ以前に、「ネットワーク製品・サービス安全審査弁法（試行）」が2017年6月1日に施行されていたが、今回の「審査弁法」の施行により廃止された。

1. 概要

(1) 多機関共同業務体制の確立による安全審査と業界監督管理との連携推進

「審査弁法」は、ネット安全審査弁公室(以下、「ネット審査弁」という)を開設するとともに、中央ネット安全情報化委員会によるリーダーシップの下、網信弁、公安部、国家安全部など12の中央官庁が担う国家ネット安全審査制度を導入するものとした(3条)。これにより、安全審査と業界監督との連携が進み、複数の機関に対しネット安全審査の申請を行っていた重要情報インフラ運営者の負担が軽減される。

(2) 各業界の事前判断ガイドラインに基づくネット安全審査申請要否の判断

「審査弁法」の下、各業界・分野の重要情報インフラ保護機関は、その業界・分野の事前判断ガイドラインを制定することができ、重要情報インフラ運営者がネット製品・サービスを購入するにあたっては、国の安全へのリスクを事前に判断し、そのリスクありと判断したときは、ネット安全審査を申請しなければならない(5条)。このガイドラインによって、重要情報インフラ運営者に事前判断に関する指針が示されるだけでなく、これまでのネット安全審査と業界実務との技術的な障壁がある程度において解消されるものと期待される。

(3) 調達契約の締結に先行するネット安全審査の実施

「審査弁法」の規定内容のほか、4月27日の記者会見における網信弁等の回答⁴によると、ネット安全審査の申請は、通常、重要情報インフラ運営者とネット製品・サービス提供者との間において調達契約を締結する前に行うことが要求される。これにより、重要情報インフラ運営者によるネット製品・サービスの購入に対しネット安全審査が最大限の機能を発揮しうるほか、契約の定めとネット安全審査との矛盾によるネット安全審査の効果減退・形骸化も一定程度において回避されうる。

(4) 国の安全に対するリスクの重点的な評価

「審査弁法」9条は、調達をもたらす国の安全へのリスクを重点的な評価対象とするとともに、審査において考慮すべき主な要素として、製品・サービスの使用後における重要情報インフラの違法支配・破壊及び重要データ漏洩のリスク、ネット製品・サービスの制御可能性・透明性、サプライチェーンの安全、政治、外交、貿易などの非技術的な要因等によるネット製品・サービスの供給中断のリスクなどを挙げている。

2. 注意事項

企業においては、それぞれの立場に応じて次の点に注意することが求められる。

(1) 重要情報インフラ運営者

重要情報インフラ運営者においては、安全審査申請のための事前判断、その後における製品・サービス提供者に対する義務履行の監督などを行うことのほか、ネット安全及び製品・サービス調達に関する審査・規制の制度を社内に構築することが必要となる。また、ネット安全審査申請の要否を確定しえないときは、網信弁その他重要情報インフラ保護機関との間において十分な交渉・照会を行わなければならない。

(2) ネット製品・サービス供給者

ネット安全審査がネット製品・サービス売買契約の有効性の要件とされていることから、重要情報インフラ運営者に対して製品・サービスを提供しうるか否か、この点の不確実性が増大する。それゆえ、ネット製品・サービス供給者においては、潜在的な顧客グループを業種別に分類のう

⁴ (http://www.cac.gov.cn/2020-04/27/c_1589535446378477.htm) 参照。

え、特に政府機関、さらにエネルギー、金融、交通、衛生医療、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、国防、化学工業、食品薬品、ラジオ・テレビ放送などの重要情報インフラ運営者に該当すると思われる顧客に対し、安全審査の要素を踏まえた準備を行わなければならない。

Ⅲ 個人情報をはじめとするデータ保護の立法動向と注意事項

1. 2019年以降の立法活動の経緯と概説

2019年4月10日、「インターネット個人情報安全保護ガイドライン」が公安部及び北京市ネットワーク業界協会により制定された。同ガイドラインは、ネット又は非ネット環境で個人情報を処理する組織及び自然人が個人情報の収集・使用・共有・削除を行う場合における注意点を定めたものであり、特に、個人情報を第三者に提供する場合には、その個人に告知のうえ同意を得ることのみならず、個人情報の安全に関する評価を行うことも必要とされている(6.6条)。当該ガイドラインは強制的な効力を有しないとはいえ、中国において企業が個人情報を取り扱うにあたり、参考的な基準になるものと解される。

また、同年5月28日に公布された「データ安全管理弁法」(意見募集稿⁵)は、「サイバーセキュリティ法」第4章に定めるネット情報安全の実施につき、その細部を補足するものとして、中国国内における個人情報の収集・使用に関する規則(7条～10条)、個人同意規則の適用と具体的な要求(11条～13条、22条、27条)、情報の保存期間(20条)、第三者への提供時における安全リスク評価の要求とその例外(27条)に関する規定を定めている。特に、この弁法の15条は、ネットワーク運営者が経営のために個人センシティブ情報⁶を収集するには、所在地のネット情報管理機関への届出をしなければならないものとし、個人センシティブ情報の保護をさらに強化しようとした。

さらに、「児童個人情報インターネット保護規定」は、児童の個人情報保護に関する中国初の特別規定として2019年8月22日に公布され、その施行に伴い、14歳未満の児童の個人情報は特別な保護の下に置かれ、企業をはじめとする個人情報の取扱者は、より厳格な規制を受けることとなった。

最後に、2020年3月6日、企業等の組織又は自然人による個人情報の収集、保存、使用、共有、譲渡、公開、開示等の各情報処理プロセスに関する国家基準として「情報安全技術 個人情報安全規範」改正版(以下、「2020年版規範」という)が公布され、同年10月1日から施行するものとされている。同規範は、技術の発展やビジネスモデルの革新における個人情報の保護をめぐる新たな問題に着目して、2017年度の「情報安全技術 個人情報安全規範」(2017年12月29日公布。以下、「2017年版規範」という)をさらに整備したものであり、個人情報管理者たる企業が個人情報保護のコンプライアンスを実現するうえで重要な指針になるものといえる。

2. 「個人情報安全規範」改正の要点

ここでは、「2017年版規範」と比較しつつ、「2020年版規範」の重要な改正点について概説するとともに、企業による個人情報の保護・利用への影響について検討するものとした。

(1) 「授権的同意」の定義

「2020年版規範」は、「授権的同意」の定義につき、個人情報主体が自己の個人情報に対して特定の処理を行う権限を明確に他人に与える行為をいい、明確とはいっても、明示的な同意に限

⁵ 2019年6月28日に意見公募。

⁶ 「情報安全技術 個人情報安全規範」(2020年3月6日改正、10月1日施行)3.2条、「個人情報出国安全評価弁法(意見募集稿)」(2019年6月13日公布、7月13日まで意見公募)21条1項(三)号によると、個人センシティブ情報とは、その漏洩、違法な提供又は濫用が行われると、個人情報の主体の人身又は財産の安全に危害が及び、当該主体の名誉又は心身の健康が害され、当該主体が差別的待遇を受ける等の個人情報をいい、例えば、銀行口座などの個人財産情報、病歴などの個人健康情報、個人生体認証情報、個人本人情報等が挙げられる。

られるわけではなく、不作為による場合⁷もあることを明確化した（3.7条）。また、明示的同意に関しては、紙媒体や電子形式など従来の書面による方法に加え、口頭等の方法でもよいものとされた（3.6条）。

(2) 個人の生体認証情報⁸の取扱いの厳格化

「2017年版規範」では、個人の生体認証情報は個人センシティブ情報の一種とされている一方、個人センシティブ情報としての保護措置以上の特別な保護措置は講じられていないが、「2020年版規範」では、個人の生体認証情報の収集（5.4条）、保存（6.3条）、共有及び開示（9.2条）などに関するルールが独立して定められ、個人の生体認証情報に対する保護が一層強化されている。

(3) 個人情報主体によるアカウント抹消要求への対応の具体化

「2017年版規範」では、個人情報管理者は個人情報主体に簡易な操作でアカウントを抹消できる方法を提供しなければならず、かつ抹消後、個人情報のデータを即時に削除又は匿名化して取り扱わなければならないと定めていたが、「2020年版規範」では、抹消するにあたり本人確認などのために再度個人情報主体に提供を要求する個人情報の内容が、登録や使用の際に要求された内容を超えてはならないなど、個人情報主体からの抹消に関する要請への具体的な対応が更に追加されている（8.5条）。

(4) 第三者の製品又はサービスへの接続の管理規則の追加

「2020年版規範」では、個人情報収集機能のある第三者の製品又はサービスに個人情報管理者が提供する製品又はサービスを接続している場合、個人情報管理者による接続管理体制の確立、製品又はサービスが第三者の提供によるものの個人情報主体に対する明確な表示、第三者への監督などの義務が新たに定められた（9.7条）。

(5) データの商業化に関するコンプライアンス管理

「2020年版規範」は、「ユーザープロファイルの使用」、「個別化展示」等データの商業化に関する新たなコンプライアンス基準として、ユーザープロファイルの使用による個人、法人その他組織の権益又は国の安全、名誉及び利益の侵害の禁止、業務運営又は第三者との提携の過程におけるダイレクト・ユーザープロファイルの使用の可能な限りの回避（インダイレクト・ユーザープロファイルの使用の推奨）を定めた（7.4条、7.5条）。また、業務の流れにおける個別化展示と非個別化展示との区別、個人情報主体に対する個別化展示拒否の選択肢の付与等に関する規定も導入された。

以上を総じて、「2020年版規範」は、個人情報管理者への要請が一層強まる形となっており、法的な強制力を有しないものの、監督管理機関に法の適用や行政監督管理の指針を提供しており、企業に対しては、個人情報保護の改善につき具体的な実務上の要求やコンプライアンスの方向性を示した。

3. APP（アプリ）の個人情報の収集・使用に関する立法動向

現在の中国では、APPを通じて個人の同意なく、あるいはその範囲を超えて情報収集などを行う法令違反が相次いで発生している。例えば、中国インターネット協会、公安部インターネット安全保衛局等が2019年1月のAPP特別管理活動及び2020年1月の「瀋網2020」特別行動において、スマートフォン用のSNS、動画、ショッピング、決済、ナビゲーション関連のAPP多数を検査したところ、数十のAPPがユーザーの同意なく個人情報の取得又はその「過剰な収集」をしている疑い

⁷ 例えば、情報収集地域内の個人情報主体が、情報収集の実行を告知された後においてもその地域から離れない場合などが考えられる。

⁸ 2020年版規範別紙Aによると、個人の遺伝子、指紋、声紋、手相、耳介、虹彩、容貌の特徴等が挙げられる。

が明らかになった。

このような背景の下、「APP 法令違反個人情報収集使用行為認定弁法」が網信弁、工業情報化部、公安部などの監督管理機関によって 2019 年 11 月 28 日に公布され、APP 運営会社には、個人情報の違法な収集・使用行為の判断に関し、「個人情報安全規範」よりも詳細な指針が示された。

また、全国信息技术標準化技術委員会（以下、「信標委」という）により、2020 年 1 月 20 日には「情報安全技术モバイルインターネットアプリケーション (APP) 個人情報収集基本規範」（意見募集稿）が、さらに 3 月 19 日及び 3 月 30 日には「ネット安全基準実践指針 モバイルインターネットアプリケーション (APP) 個人情報収集使用自己評価指針」（以下、「自己評価指針」という）及び「ネット安全基準実践指針 モバイルインターネットアプリケーション (APP) 個人情報安全防护規範ガイドライン」（以下、「安全防範ガイドライン」という）の意見募集稿がそれぞれ公布されたが、これらのうち、「自己評価指針」は、APP 運営管理者の個人情報の収集使用などに対する自己評価について比較的詳細に定める一方、「安全防範ガイドライン」は、現在の新型コロナウイルスの流行予防管理を考慮に入れ、ウイルス流行防止 APP の個人情報の収集・使用につき次のような要求を提示した。

- ・ ウイルス流行終息後、収集した個人情報を遅滞なく削除し又は法に従って処理すること
- ・ プライバシー条項を明確な形で公開すること
- ・ 個人情報に対するビッグデータ分析などの自動判断システムを通じて個人情報主体の健康状況を判断する場合、フィードバックルートを提供するほか、自動判断システムが個人情報主体の権利・利益にもたらす著しく不利な影響に速やかに対処すること

これらいずれの弁法・指針からも、APP に関する個人情報の違法な収集・使用に対し、当局が監督管理を一層厳格化していく姿勢が窺えるほか、安全評価の問題についても一定程度の指導の方向性が示されていることから、今後、その立法の進捗状況に注視していく必要があると思われる。

4. 民法典に定める個人情報保護の最新要点

2020 年 5 月 28 日の第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議で民法典⁹ が可決され（2021 年 1 月 1 日施行）、国内外から多大な関心が寄せられている。この民法典は、ネット時代における個人情報保護の現実的な要請及び社会の期待に応ずるため、従来の民法総則、「サイバーセキュリティ法」、「個人情報安全規範」などの個人情報保護に関する法令・基準の趣旨を承継し、さらに発展させた規定を定めており、個人情報の全面的な保護を図る民事基本法として重要な役割を担うものとなる。

第 1 編の「総則」では、個人情報保護の基本原則が明示され、第 4 編の「人格権」では、その第 6 章「プライバシー権及び個人情報の保護」において、個人情報の定義、個人情報処理の原則・要件、情報処理者の免責事由、個人情報の複製・削除に関する個人情報主体の権利、情報処理者が負う個人情報保護の責任、国家機関及びその職員の秘密保持義務などに関する規定が定められている。

これらのうち、注目すべき要点としては、①個人情報の範囲の拡大（「個人情報安全規範」に照らし、個人の電子メール、健康・移動に関する情報もそれに追加）、②「個人情報処理」行為の定義（個人情報の「収集」のほか、その後に行われる「保存、使用、加工、転送、提供、公開」などの区別困難な一連の動作を一括して「個人情報の処理」と定義）、③個人情報の処理における原則・例外（法律・行政法規に別途規定がない限り、個人情報の処理はその主体の同意を要するとの原則を確立）と情報処理者の免責事由の明確化、④個人情報におけるプライバシー情報に対するプライバシー関連規定の優先適用の明確化などが挙げられる。

⁹ 2015 年 3 月から民法典の制定が開始されており、2019 年 8 月 22 日に民法典の人格権編草案の第 3 回審議稿が公布され、同年 12 月 28 日に民法典（草案）が公布され、2020 年 1 月 26 日まで意見募集が行われていた。

このように、新たな民法典によって、個人情報の保護が強化され、個人情報主体においては、自己の個人情報が侵害された場合に救済を求める明確な法的依拠が得られることとなった。

5. 個人情報保護に関する注意事項

デジタル経済が急速に発展した現在、個人情報という重要なデータ資源の適切な利用が大きな課題となっており、その保護については細心の注意を払う必要がある。各企業においても、関連する立法動向に注意を払うとともに、自社の業務状況に基づいて対応策を定め、個人情報の収集、保存、利用、共有等の行為に関するコンプライアンスを遵守することが望まれる。

(1) 個人情報の収集・使用に関する規則の制定、「告知+同意」原則の徹底

まず、個人情報の収集・使用に関する規則は明確かつ完全でなければならず、企業は、個人情報を収集する前に、個人情報主体に告知してその明示的な同意を得なければならない。もっとも、実際の状況に応じた柔軟な対応も可能であり、例えば、契約履行に必要な個人情報を収集・使用する場合、「2020年版規範」の下、理論上、契約履行に必要な限度、あるいは契約目的の範囲内であれば、相手当事者への告知は必要であるものの、同人の同意までは要しないと考えられる。また、個人への告知の方法については、ケース・バイ・ケースで検討しなければならず、慎重を期するため、個人情報の収集や使用の目的・方法・範囲、契約履行のために第三者に情報提供を行う可能性がある旨などを契約に明記する必要がある。

(2) 業界の自主規制の強化、事前予防制度の健全化

企業が個人情報の使用・保存・移転・譲渡を行うにあたり重要となる事項として、個人情報の安全への影響を定期的に評価し、自己評価制度を確立すること、適切なデータ安全能力を備え、関係者に対するマネジメント・トレーニングを定期的に行うこと、自社が構築したプライバシーポリシー及び安全措置の有効性を検査し、同期更新することが挙げられる。

(3) 情報共有規則の制定、責任帰属の明確化

企業においては、明確かつ具体的な情報共有規則を制定する必要がある。個人情報の開示・移転・共有を行うためには、事前にその内容、対象、用途などを個人情報主体に明示し、その同意を得ておかなければならない。特に、APP 運営者は、共有・移転の対象となった情報の受信者との間に安全協定を締結し、各自の情報保護責任を明らかにするとともに、その実行を促すことが求められる。

(4) 応用防護能力の向上、個人情報主体の合法的な権利・利益の保障

企業は、ネットワーク運営の安全性と個人情報の機密性・完全性・可用性を保障するために必要な手段をとるべきであり、特に APP 開発者においては、安全コード原則をソフトウェアの全開発期間において貫くとともに、安全な保存・伝送の技術を採用し、完全な本人安全認証システムを通じて個人情報の伝送過程の安全性も保障しなければならない。

IV おわりに

「サイバーセキュリティ法」の施行以降、当局は個人情報保護を中心に据えて監督管理を強化している。実務において新出する重要な問題に着目し、ネット安全や APP の運営をはじめとする各方面の個人情報の保護など具体的な各種の規定も次々と制定され、個人情報の保護が着実に拡充されつつある。また、全国人民代表大会常務委員会は、2020 年 6 月 1 日の会議において、個人情報保護法やデータ安全法を初回審議の対象として 2020 年立法計画に組み入れた後、2020 年 7 月 3 日に「データ安全法（草案）」を公布し、同年 8 月 16 日まで意見募集を行っている。在中国外商投資企業としては、現行の関連法規に従って、個人情報保護に関する社内の管理制度を整備し、それを適切に運用すると同時に、引き続き個人情報保護法などの立法や関連する規制の動向を注視し、個人情報管理のコンプライアンスをめぐるリスクを防止する体制を整えることが望まれる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』が商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 1 号公樓東樓 18 階

Tel : 86-10-5878-5091 Mobile : 86-139-1148-1122

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亚・上海・深圳・蘇州・海口・
ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・
シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・
ニューヨーク・シリコンバレー



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津國際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2020年7月25日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。